

転入・転出された有権者のみなさんへ



兵庫県マスコット
「はばタン」

兵庫県知事 11月17日(日) 選挙の投票日は、

投票時間 午前7時～午後8時(一部投票所を除く。)

期日前投票のできる期間 **11月1日(金)～11月16日(土)**

投票時間 午前8時30分～午後8時(一部投票所を除く。)

■住所異動の届出の年月日によっては、投票の場所等が変わることがあります。次の表でお確かめください。

届出の別		届出の年月日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で 投票できる	旧住所地で 投票できる	投 票 できない
転入届を された方	兵庫県以外の 都道府県から 転入された方	令和6年7月30日以前	○		
		令和6年7月31日以降			○
	兵庫県内の 他の市町から 転入された方	令和6年7月30日以前	○		
		令和6年7月31日以降		○*	
転出届を された方	他の都道府県へ 転出された方	時期を問わず			○
	兵庫県内の 他の市町へ 転出された方	令和6年7月30日以前に 新住所へ転入の届出	○		
		令和6年7月31日以降に 新住所へ転入の届出		○*	
転居届(同一市町内での異動) をされた方		投票は可能です。市区町の選挙管理委員会にお問い合わせのうえ、該当の投票所におでかけください。			

* 市区町長の発行する「引き続き県内居住証明書」(裏面の様式をご利用ください。)をご準備ください。

◆注意事項

- * 令和6年7月31日以降、兵庫県内の市町間で住所を移転された方は、いずれかの市区町で発行された「引き続き県内居住証明書」を提示いただくと、旧住所地においてスムーズに投票を行うことができます。ただし、旧住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。
また、県内の他の市町に住所を2回以上異動した場合も投票できるようになっています。
- * 「引き続き県内居住証明書」は、投票日までにはあらかじめ市区町の市民課(又は住民課)に申し出て、交付を受けてください。
- * 旧住所地で投票できるとされている場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、郵便等で投票用紙等の交付を受けた上で、お近くの選挙管理委員会に不在者投票していただく制度もありますので、ご活用ください。

兵庫県・市区町選挙管理委員会